

宮城県告示第四百二十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十五年五月十日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一 起業者の名称 気仙沼市

二 事業の種類 気仙沼市立新病院建設事業

三 起業地

1 収用の部分 気仙沼市赤岩杉ノ沢及び赤岩平貝地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

1 第一号要件 気仙沼市立新病院建設事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体（気仙沼市）が設置する病院に関するものであり、法第三条第二十四号に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

2 第二号要件 本件事業の起業者である気仙沼市は、地方公共団体であり、本件事業に係る予算措置も講じられていることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると判断される。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

3 第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

県は、平成二十四年二月に「宮城県地域医療復興計画」を策定し「気仙沼市立病院は気仙沼医療圏における中核的な病院であり、二次救急、分娩、人工透析などを担うほか、地域周産期母子医療センター、感染症指定医療機関、臨床研修指定病院など、診療や医療連携の拠点として今後とも十分な機能の発揮が必要」であり、また「医療圏内唯一の災害拠点病院として、災害時の医療を支える役割も充実させる必要がある」とされているが「同病院は老朽化や施設の狭隘が問題とされており、東日本大震災前から移転の計画」が立てられていたものの「震災を受けて、施設設備充実による機能向上の必要性は一層高まっており、できる限り早期の移転新築を行う」ものとしている。

また、気仙沼医療圏においては、現在、東日本大震災後の医療機関の再開割合が約七十三パーセントにとどまる等、いまだに医療機能の回復が進んでおらず、医療提供体制が不十分であるため、住民の生命及び健康を守ることが十分にはできない状況が続いている。

いる。

このような状況にある中、本件事業の完成により、中核的な病院として気仙沼医療圏を支える二次救急、災害拠点及び周産期母子医療センター等の機能強化並びに被災した地域で不足した医療機能や地域で応需できていない医療機能の補完に資することができる事になる。特に、本件事業により設置される病院（以下「新病院」という。）本体の免震化と新病院に合築する気仙沼市立病院附属看護専門学校（以下「看護専門学校」という。）の教室等を震災時の患者の避難場所として確保することなどにより、災害拠点病院として災害時の受け入れ態勢に万全を期することになる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## （二）本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）に規定する環境影響評価が義務付けられた事業には該当していない。

起業者が平成二十四年五月及び同年八月に行った現地調査では、過去に確認されていた文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に規定する特別天然記念物に指定されている「カモシカ」や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に規定する国内希少野生動植物種に指定された「オオタカ」は確認されなかった。また、環境省レッドリスト及び宮城県レッドリストに掲載された準絶滅危惧種である猛禽類の「ハチクマ」の移動飛翔が確認されたものの、本件事業予定地である樹林地に降り立つことはなかった。この調査結果と周囲が住宅地、国道等である生態環境を考慮すると、本件事業予定地は、猛禽類の安息な生育場となっていない可能性が高いと考えられ、また、大規模な山地との連続性もないことから、大型哺乳類の継続的な生息も困難と考えられる。

また、本件事業予定地の一部は、文化財保護法に規定する埋蔵文化財包蔵地として周知されているが、気仙沼市教育委員会から、発掘調査の結果、遺跡の痕跡は確認されなかつたため、起業地編入には異議ない旨の回答を受けている。なお、その際「当該地は産金遺構の可能性があるため、今後引き続き、現地確認及び樹木伐採後の試掘等の調査をする」旨を申し添えられており、起業者も、慎重を期するため、工事着手前にさらに調査を行うこととしている。

さらに、起業者は、本件事業の施行に当たって、工事施工業者に対して大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）や騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）など関連する法律に定める規制基準を遵守した施工計画を提出させ、周辺住民の安全及び安心に努めていくこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

## (二) 事業計画の合理性について

新病院については、気仙沼市内の将来推計患者数に基づき、新病院の想定シェア率、病床利用率及び平均在院日数並びに回復期リハビリテーション病棟分の増加計画を踏まえて算出した新病院の病床数と新病院と同規模の十三病院における一床当たりの平均面積から延床面積を算出し、さらに、透析センターの配置等による所要面積の増加を考慮して新病院の延床面積としている。看護専門学校については、教室等を災害時における患者収容スペースに利用するため、新病院に合築することとし、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）及び専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）に基づき必要諸室を計画している。駐車場については、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成八年宮城県条例第二十二号）に規定する一台当たりの駐車区画の寸法と気仙沼市立病院の年間利用状況から算出した必要な駐車台数を基にした計画となっている。ヘリポートについては、災害時の緊急搬送及びべき地緊急搬送のための場外離着陸場として位置付けられており「緊急離着陸場等設置指導基準」（消防庁）に定める基準に準じて計画している。なお、緑地については、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に規定する基準等を遵守しながら、周辺住宅の環境保全にもできるだけ配慮する計画としている。

さらに、本件事業は、気仙沼市内において新病院の建設が可能な一団の土地として選定された六候補地について比較検討を行い、交通の利便性、造成工事の効率性、事業費等総合的に最も合理的であることを理由に申請案を選定していることから、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

## 四 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

## 4 第四号要件

### (一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3(一)で述べたとおり、東日本大震災後の気仙沼医療圏における医療機関の再開割合が約七十三パーセントにとどまる等、いまだに医療機能の回復が進んでいない。また、気仙沼市立病院は、気仙沼医療圏内唯一の災害拠点病院として災害時の受入態勢を整えているものの、昭和五十六年の改正前の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する基準に基づく建物が全体の六割を占めているため、耐震性の低下と危険性が懸念されることから、災害時に災害拠点病院としての機能が十分に発揮できない可能性があ

る。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

気仙沼市立病院（事務部新病院建設推進課）